定期性預金規定集

お客様へ

埼玉県医師信用組合の定期性預金にお預け入れいただきまして、誠にありがとうございます。

お預かりいたしました定期性預金は、本規定集によりお取扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

定期預金共通規定

この定期預金共通規定は、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自動継続自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金(M型)複利型、

自動継続自由金利型定期預金(M型)複利型、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、

変動金利定期預金、および自動継続変動金利定期預金に共通して適用されます。

1. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は 証書と引換えに、通帳式の場合は当該受入れの記録を取消したうえで、当組合で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、4.5項1号、2号AからFおよび3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<math>4.5項1号、2号AからFまたは3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金の口座の開設をお断りするものとします。

3. (取引の制限等)

- (1)当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1)この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、通帳式の場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当組合に提出してください。
- (3)期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章

により記名押印してこの証書(通帳)とともに当組合に提出してください。

- (4)次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず に開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が7.1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他 A.から E.に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他 A.から D.に準ずる行為

5. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1)証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2)証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. (譲渡・質入れの禁止)

- (1)この預金およびこの証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

8. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、満期日未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書(通帳)は届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、 担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、 約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日まで として、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発 生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4)1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

10. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前1項および前2項と同様に届け出てください。
- (4)前1項から前3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5)前1項から前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に 関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があった こと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法

- 第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。)
- (a)公告の対象となる預金であるかの該当性
- (b)預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)、もしくは繰越があったこと。
- ⑤預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- ⑥預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)

12. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①上記 11. (休眠預金等活用法に係る異動事由) に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月 を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が 預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)前項2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)

ただし、以下の条件によります。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (b)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- (c)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - (i)公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (ii)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d)預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと。

ただし、以下の条件によります。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (e)預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- (f)預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)
- (g)当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

13. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、前1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4)当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ②この預金について、前項2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

14. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)

自由金利型定期預金規定

《愛称:大口定期》

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載(以下「証書記載」といいます。) の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金の利息の支払い は次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率に よって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後 に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、当組合所定の 払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
 - ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額(以下「満期 払利息」といいます。)は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を定期預金共通規定 4. 1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. 5 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合には各中間払利息 の合計額)と期日前解約利息との差額を清算します。
 - ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C (B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、C の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。) のうち、最も低い利率。
 - A. 解約日における普通預金の利率
 - B. 約定利率 約定利率×30%
 - C. 約定利率 (基準金利-約定利率) × (約定日数-預入日数)

預入日数

- なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その 預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。
- ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。) のうち、いずれか低い利率。
 - A. 約定利率 約定利率×30%

B. 約定利率 - (<u>基準金利-約定利率)×(約定日数-預入日数)</u> 預入日数

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定 《愛称:大口定期(自継)》

1. (自動継続)

- (1)自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までに、その旨当組合に申し出てください。 この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(継続後の預金については上記 1.2 項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金の利息の支払い は次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率(継 続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に当組合所定の百分率(%)を乗じた利率。ただし、小 数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利 息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2)この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
 - ①預入日から1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ③利息を指定口座へ入金できない場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳)とともに提出してください。
- (3)継続を停止した場合のこの預金の利息(前記 1 項および 2 項による中間払利息を除きます。)は、満期日以

後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日 までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4)この預金を定期預金共通規定 4. 1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. 5 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合には各中間払利息 の合計額)と期日前解約利息との差額を清算します。

- ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C (B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、C の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。) のうち、最も低い利率。
 - A. 解約日における普通預金の利率
 - B. 約定利率 約定利率×30%
 - C. 約定利率 (基準金利-約定利率) × (約定日数-預入日数)

預入日数

なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その 預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

- ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。
 - A. 約定利率 約定利率×30%
 - B. 約定利率 (基準金利-約定利率) × (約定日数-預入日数)

預入日数

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

自由金利型定期預金(M型)規定 《愛称:スーパー定期》

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、証書(通帳) 記載(以下「証書記載」といいます。) の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率に よって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後

に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、当組合所定の 払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
- C. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型 2 年定期預金 (M型) と満期日を同一にする 自由金利型定期預金 (M型) (以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率 は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。
- ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を定期預金共通規定 4. 1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. 5 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合には各中間払利息 の合計額)と期日前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%

C.1年以上3年未満 約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満 約定利率×40%

C.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D.1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E.2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

F.2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満 約定利率×40%

C.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D.1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%

F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×80%

G. 3 年以上 5 年未満 約定利率×90%

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1)中間利息定期預金の利息については、上記 2.の規定を準用します。
- (2)中間利息定期預金については、原則として預金証書は発行しないこととし、次により取扱います。

- ①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により 記名押印して提出してください。

また、通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に 提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記 名押印して証書(通帳)とともに当組合に提出してください。

以上

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 《愛称:スーパー定期(自継)》

1. (自動継続)

- (1)自動継続自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、証書(通帳) 記載(以下「証書記載」といいます。) の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までに、その旨当組合に申し出てください。 この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(継続後の預金については上記1.2 項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金の利息の支払い は次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率(継 続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に当組合所定の百分率(%)を乗じた利率。ただし、 小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を 利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とする ことができます。
- ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2)この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
 - ①預入日から1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ②自動継続自由金利型2年定期預金 (M型)の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により、次のとおり取り扱います。

- A.預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B.中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と 満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間 利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型 2 年定期預金 (M型) に継続します。

- ③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- ④利息を指定口座へ入金できない場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
- (3)継続を停止した場合のこの預金の利息(前記1項および2項による中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4)この預金を定期預金共通規定 4. 1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. 5項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合には各中間払利息 の合計額)と期日前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%

C. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満 約定利率×40%

C.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D.1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E.2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

F. 2 年 6 か月以上 4 年未満 約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満 約定利率×40%

C.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D.1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%

F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×80%

G.3年以上5年未満 約定利率×90%

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1)中間利息定期預金の利息については、上記 2.の規定を準用します。

- (2)中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。また、通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。
 - ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記 名押印して証書(通帳)とともに当組合に提出してください。

以上

自由金利型定期預金(M型) 複利型規定 《愛称:スーパー定期 (複利型)》

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金 (M型) 複利型 (以下「この預金」といいます。) は、証書(通帳) 記載 (以下「証書記載」 といいます。) の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日(預入日の3年後の応当日から預入後の5年後の応当日までの日)の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を定期預金共通規定 4.1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満 約定利率×40%

C.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

E.2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

F. 2 年 6 か月以上 4 年未満 約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満 約定利率×40%

C.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

D.1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

E.2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

F.2年6か月以上3年未満 約定利率×80%

G.3年以上5年未満 約定利率×90%

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 複利型規定 《愛称:スーパー定期(自継複利型)》

1. (自動継続)

- (1)自動継続自由金利型定期預金 (M型) 複利型 (以下「この預金」といいます。) は、証書(通帳) 記載 (以下「証書記載」といいます。) の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) 複利型に自動的に継続します。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までに、その旨当組合に申し出てください。 この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日(預入日の3年後応当日から預入日の5年後応当日までの日)の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(継続後の預金については上記1.2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できない場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
- (2)継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3)この預金を定期預金共通規定 4.1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定 により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満約定利率×40%C. 1 年以上 1 年 6 か月未満約定利率×50%D. 1 年 6 か月以上 2 年未満約定利率×60%E. 2 年以上 2 年 6 か月未満約定利率×70%F. 2 年 6 か月以上 4 年未満約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A.6か月未満 解約日における普通預金の利率

B.6か月以上1年未満約定利率×40%C.1年以上1年6か月未満約定利率×50%D.1年6か月以上2年未満約定利率×60%

E. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%F. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×80%

G. 3 年以上 5 年未満 約定金利×90%

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払時期)

- (1)期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2)満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日(証書記載の据置期間満了日)から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額を指定してください。
- (3)満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4)指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。 指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 1 年以上 2 年未満 証書記載の「2 年未満」の利率
 - B. 2 年以上 証書記載の「2 年以上」の利率(以下「2 年以上の利率」といいます。)
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を定期預金共通規定 4.1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A.6か月未満 解約時における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満2 年以上利率×40%C. 1 年以上 1 年 6 か月未満2 年以上利率×50%D. 1 年 6 か月以上 2 年未満2 年以上利率×60%E. 2 年以上 2 年 6 か月未満2 年以上利率×70%F. 2 年 6 か月以上 3 年未満2 年以上利率×90%

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1)自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載(以下「証書記載」といいます。)の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限(継続したときはその最長預入期限)までに、その旨当組合に申し出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1)この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。 満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日(証書記載の据置期間満了日。継続したときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額を指定してください。
 - ②継続停止の申し出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときも含む)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2)指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。 指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3)継続停止の申し出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取り扱いをします。

3. (利息)

- (1)この預金の利息は、継続日(解約するときは解約日)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - A. 1 年以上 2 年未満 証書記載の「2 年未満」の利率
 - B. 2 年以上 証書記載の「2 年以上」の利率(以下「2 年以上の利率」といいます。)
- (2)継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3)継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組み入れます。
- (4)指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (5)この預金を定期預金共通規定 4.1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期日前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A.6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満2 年以上利率×40%C. 1 年以上 1 年 6 か月未満2 年以上利率×50%D. 1 年 6 か月以上 2 年未満2 年以上利率×60%E. 2 年以上 2 年 6 か月未満2 年以上利率×70%F. 2 年 6 か月以上 3 年未満2 年以上利率×90%

(6)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

変動金利定期預金規定

1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変動)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、 その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、 複利扱のこの預金の利息の取扱いについては、後記2項によります。
 - ①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書記載の中間利払利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。A.預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - B.入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、当組合所定の払 戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。
 - ②中間利払日数および証書記載の利率(上記 2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - ③この預金を定期預金共通規定 4.1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。
 - A. 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

- B. 預入日の 6 か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。
 - (A)預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%b. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70%

(B)預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.6か月以上1年未満 約定利率×40%

b.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

d.2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90%

(2)複利扱のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって 6 か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

複利扱のこの預金を定期預金共通規定 4.1 項に満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

a.6か月未満 解約日における普通預金の利率

b.6か月以上1年未満 約定利率×40%

c. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50%

d.1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

e. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%

f. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90%

- (3)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

自動継続変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

- (1)自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載(以下「証書記載」といいます。)の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、金額に応じて、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由

金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変動)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金 (M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、 その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、 複利扱のこの預金の利息の取扱いについては、後記2項によります。
 - ①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書記載の中間利払利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - B. 入金指定のない場合または入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、当組合所定の 払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(証書)とともに提出してください。
 - ②中間利払日数および証書記載の利率(上記 2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - ③この預金を定期預金共通規定 4.1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。
 - A. 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
 - B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。
 - (A)預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%

b. 1 年以上 3 年未満 約定利率×70%

(B)預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.6か月以上1年未満 約定利率×40%

b.1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

d.2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90%

(2)複利扱のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

当組合がやむをえないものと認めて複利扱のこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4.5 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切り捨てます。)によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

a.6か月未満 解約日における普通預金の利率

b.6か月以上1年未満 約定利率×40%

c. 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50%

d. 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

e. 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%

f. 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90%

(3)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

定期積金規定

1. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」という。)は、証書表面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出しください。

2. (証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りになったときは掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該払込み記載を取消したうえ、当組合で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または遅延利息をいただきます。

5. (給付補填備金の計算)

(1)この積金の給付補填備金は、証書表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

- (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
- ①この積金の契約期間中に証書表面記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、次の3号によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
- ②この預金を 10.1 項により満期日前に解約する場合および 10.4 項の規定により解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
- ③前各号の期間に応じた計算は、次によります。この場合の計算の単位は1円とします。ただし、b.の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。
 - a.初回払込日からの期間が 12 か月未満のもの……解約日の普通預金利率
 - b.初回払込日からの期間が 12 か月以上のもの……約定年利回り×60%

6. (先払割引金の計算等)

先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、10.4 項 1 号、2 号 A から F および 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、10.4 項 1 号、2 号 A から F または 3 号 A から E のーにでも該当する場合には、当組合はこの積金の開設をお断りするものとします。

9. (取引の制限等)

- (1)当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、 テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、 当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、 払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

10. (解約)

- (1)この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して当組合に提出してください。
- (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または積金口座の名義人の意思によらず

に開設されたことが明らかになった場合

- ②この積金の積金契約者が13.1項に違反した場合
- ③この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ①積金契約者がこの積金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団準構成員
 - D.暴力団関係企業
 - E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F.その他 A.から E.に準ずる者
 - ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A.暴力的な要求行為
 - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する 行為
 - E.その他 A.から D.に準ずる行為

11. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1)この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2)この証書を失った場合の証書の再発行もしくは給付契約金等の支払い、または印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (印鑑照合)

この証書または諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13. (譲渡・質入れの禁止)

- (1)この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

14. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この積金は、満期日未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺すること

ができます。なお、この積金に積金契約者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金契約者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出ください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金契約者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、 担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、 約定の年利回りを適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4)1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期日前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

16. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前1項および前2項と同様に届け出てください。
- (4)前1項から前3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5)前1項から前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に 関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法 第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。)
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)、もしく

は繰越があったこと。

- ⑤預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- ⑥預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)

18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①上記 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る 債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月 を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が 預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)前項2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)

ただし、以下の条件によります。

平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (b)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- (c)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(休眠預金等活用法第3条 第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - (i)公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (ii)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d)預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと。

ただし、以下の条件によります。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (e)預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- (f)預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)

(g)当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、前1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4)当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ②この預金について、前項2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

20. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

リレー式定期積金規定 《愛称:リレー預金》

1. (「定期積金ご契約のお知らせ」の発行)

リレー式定期積金「リレー預金」(以下「この積金」という。)は、証書を発行しません。ただし、ご契約のと きに、ご契約内容を記載した「定期積金ご契約のお知らせ」を交付いたします。

2. (掛金の払込み)

この積金の掛金は、「リレー預金申込書」に記載の払込日にご指定の普通預金口座から払出しのうえ、自動的に 払込みいたします。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金の給付契約金は、満期日に自動振替により「大口定期預金またはスーパー定期預金(いずれも自動継続元加式1年)」に振替え、当該定期預金証書を発行、もしくは定期預金通帳に受入れの記載を行います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または遅延利息をいただきます。

5. (給付補填備金の計算)

- (1)この積金の給付補填備金は、給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ①この積金の契約期間中に、ご契約の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間 について、次の3号によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
 - ②この預金を 9.1 項により満期日前に解約する場合および 9.4 項の規定により解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の 3 号の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
 - ③前各号の期間に応じた計算は、次によります。この場合の計算の単位は1円とします。ただし、b.の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。
 - a.初回払込日からの期間が 12 か月未満のもの …… 解約日の普通預金利率 b.初回払込日からの期間が 12 か月以上のもの …… 約定年利回り×60%

6. (先払割引金の計算等)

先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、9.4項1号、2号AからFおよび3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、9.4項1号、2号AからFまたは3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの積金の開設をお断りするものとします。

8. (取引の制限等).

- (1)当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認 や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場 合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、 テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、 当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

9. (解約)

- (1)この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この積金を当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約するときは、所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印をして当組合に提出してください。
- (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または積金口座の名義人の意思によらず に開設されたことが明らかになった場合
 - ②この積金の積金契約者が12.1項に違反した場合
 - ③この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ①積金契約者がこの積金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他 A.から E.に準ずる者
 - ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する 行為
 - E. その他 A.から D.に準ずる行為

10. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1)印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2)印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合)

払戻請求書または諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (譲渡・質入れの禁止)

(1)この積金は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

13. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この積金は、満期日未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に積金契約者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金契約者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出ください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金契約者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、 担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、 約定の年利回りを適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4) 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期日前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

15. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、 前1項および前2項と同様に届け出てください。
- (4)前1項から前3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5)前1項から前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に 関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)

- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法 第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。)
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①上記 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月 を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が 預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)前項 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、 次の各号に掲げる事由の みをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に 定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)

ただし、以下の条件によります。

平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (b)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- (c)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(休眠預金等活用法第3条 第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りま す。)
 - (i)公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (ii)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d)預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- (e)預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)

(f)当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、前1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4)当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ②この預金について、前項2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

19. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

定期積金規定 [贈与定期積金]

1. (「定期積金ご契約のお知らせ」の発行)

定期積金「贈与定期積金」(以下「この積金」という。)は、証書を発行しません。ただし、ご契約のときに、 ご契約内容を記載した「定期積金ご契約のお知らせ」を交付いたします。

2. (掛金の払込み)

この積金の掛金は、「贈与定期積金申込書」に記載の払込日にご指定の普通預金口座から払出しのうえ、自動的に払込みいたします。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金の給付契約金は、満期日に自動振替により「贈与定期預金(大口定期預金またはスーパー定期預金、いずれも自動継続元加式1年)」に振替え、当該定期預金証書を発行、もしくは定期預金通帳に受入れの記載を行います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または遅延利息をいただきます。

5. (給付補填備金の計算)

- (1)この積金の給付補填備金は、給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ①この積金の契約期間中に、ご契約の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間 について、 次の3号によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
 - ②この預金を 9. 1 項により満期日前に解約する場合および 9. 4 項の規定により解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、次の 3 号の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
 - ③前各号の期間に応じた計算は、次によります。この場合の計算の単位は1円とします。ただし、b.の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。
 - a.初回払込日からの期間が 12 か月未満のもの …… 解約日の普通預金利率
 - b.初回払込日からの期間が 12 か月以上のもの …… 約定年利回り×60%

6. (先払割引金の計算等)

先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

8. (取引の制限等)

- (1)当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認 や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容および その他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等へ の抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合 があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、 払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

9. (解約)

- (1)この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この積金を満期日前に解約するときは、所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印をして当組合に提出してください。
- (3)次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または積金口座の名義人の意思によらず に開設されたことが明らかになった場合
 - ②この積金の積金契約者が12.1項に違反した場合
 - ③この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ①積金契約者がこの積金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他 A.から E.に準ずる者
 - ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他 A.から D.に準ずる行為

10. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1)印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2)印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合)

払戻請求書または諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12. (譲渡・質入れの禁止)

- (1)この積金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

13. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この積金は、満期日未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に積金契約者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金契約者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出ください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金契約者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、 担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、 約定の年利回りを適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当組合の定めによるものとします。
- (4)1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期日前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

15. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、 前1項および前2項と同様に届け出てください。
- (4)前1項から前3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください
- (5)前1項から前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この預金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があった

- こと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法 第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。)
 - (a)公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b)預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①上記 16. (休眠預金等活用法に係る異動事由) に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る 債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日 ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月 を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が 預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)前項 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、 次の各号に掲げる事由の みをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に 定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)

ただし、以下の条件によります。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

- (b)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- (c)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。(休眠預金等活用法第3条 第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - (i)公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (ii)公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d)預金者等からの残高の確認があったこと。(ただし、残高証明書発行依頼のあったものに限ります。)
- (e)預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(ただし、住所変更・住居表示変更、名義変更(除く相続)、名称変更、組織変更、代表者変更・役名変更、改印等で、当組合所定の

変更届で受付けたもの等、当組合が把握できるものに限ります。)

(f)当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、前1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4)当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ②この預金について、前項2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

19. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年4月1日現在)